

ご案内

農業・水産振興補助制度など

市では、地域農水産業の振興を支援するため、農業者や水産業者、またそれに関する団体・グループ・企業を対象に、次のような補助制度を設けています。補助制度についてのご相談やご質問は、農林水産課へお問い合わせください。

(問)農林水産課 ☎(40)2770

補助金制度

農業用ハウス設備事業費補助

花き・野菜などの安定生産を図り、産地の維持拡大を図るため、施設（農業用ハウス）の新設や改修に必要な費用を補助します。

補助金額

▶施設の新設の場合

認定農業者等の場合は費用の2分の1、その他の場合は4分の1以内

▶施設の改修の場合（設備を含む）

認定農業者等の場合は費用の3分の1、その他の場合は5分の1以内

※補助金額には上限があります。

新品目等チャレンジ事業補助

耕作放棄地の減少や閉塞傾向にある地域農業の活性化を図るため、新しい作物などの育成に取り組むための費用を補助します。

対象農地 自己所有地を含む農地

対象者 3戸以上で組織する団体

補助金額

▶整地や抜根に要する費用の2分の1以内（上限10アール当たり5万円）

▶土壌改良に要する費用の2分の1以内（上限10アール当たり2万5,000円）

▶苗導入に要する費用の10分の8以内（上限一団体当たり40万円）

商品開発チャレンジ支援事業補助

閉塞感の強い市内の第1次産業の活性化を図るため、新たな商品開発などに取り組む経費を補助します。

対象費用

▶新しい商品開発に要する費用（研究開発費）

▶地域ブランド化につながる費用（商標登録申請に要する費用）

対象者 市内に住所を有する生産者や団体など

補助金額 全額補助で、上限50万円

申請期間や注意点

- ・どの制度も、随時、申請を受け付けています。
- ・申請してみたい制度があれば、申し込む前に農林水産課へご相談ください。
- ・予算の範囲内で補助金交付するものがあります。また、申請しても必ず交付されるとは限りませんので、ご了承ください。

耕作放棄地対策事業補助

耕作放棄地の解消や地域農業の安定・国土保全を図るため、農業者などが耕作放棄地を整備・土壌改良するために要する費用を補助します。

対象農地 自己所有地以外の農地

補助金額

▶整地・抜根に要する費用の2分の1以内（上限10アール当たり5万円）

▶土壌改良に要する費用の2分の1以内（上限10アール当たり2万5,000円）

有害鳥獣防除施設設置補助

イノシシなどの有害鳥獣から農作物を守るため、自己所有農地等に設置する防除施設の設置費用を補助します。

補助金額

▶電気柵や防護柵などの資材経費の2分の1以内（上限5万円）

▶申請者が65歳以上の場合は、設置費用の2分の1以内（上限2万5,000円）

狩猟免許取得補助

イノシシなどの有害鳥獣から農作物を守るため、防止対策として市民自らが狩猟免許を取得した場合の費用を補助します。

補助金額 講習会の受講料・試験手数料・更新手数料一部（定額）

※更新の場合は条件あり。詳しくはお問い合わせください。

環境緑化活動支援事業補助

水源林の整備などを推進するための「緑の募金」を活用し、森林保全・環境緑化などの活動に補助金を交付します。

対象事業 森林整備事業・環境緑化事業

対象者 市内の団体・グループなど

補助金額 対象経費全額補助（上限10万円）

新規就農研修生募集

国の支援事業を活用し、新規就農を目指して実践的な体験実習などを行う研修生を募集します。

応募資格

▶就農時45歳未満の方

▶農業経営に対し強い意志がある方

▶研修中および終了後、市内で居住と就農が可能な方
詳しくは市ホームページをご覧ください。

オリーブ振興補助金

農地再生補助

補助金対象者 本市に居住する個人または団体

補助対象地 ①1年以上耕作せず、荒廃した農地 ②オリーブの植栽を条件として、3年以上耕作を継続予定の農地 ③すでに同種の補助金を受けていない農地

補助対象経費

整地・抜根 ▶本人：機器リース料全額、人件費3,000円/日、要領収書

▶外注：機器リース料全額、人件費全額、要領収書

土壌改良 肥料・有機質資材の投入、緑肥作物の栽培などに係る経費

消耗品費 機器燃料費、草刈り機本体および替え刃

その他 事後申請も可能ですが、当該農地が荒廃していたことを確認できる写真が必要です。

補助率・限度額 ▶整地・抜根 10分の8以内（上限10アール当たり10万円（1年度のみ））

▶土壌改良 10分の8以内（上限10アール当たり5万円（最大2年度））

栽培補助

補助対象者 江田島市内の農地でオリーブを栽培している、または栽培を始めようとする者

補助対象経費 オリーブの倒伏防止のための支柱の設置に係る経費

補助率・限度額 ▶成木倒伏防止 10分の8以内（上限10アール当たり5万円）

▶その他の倒伏防止 10分の8以内（上限10アール当たり1万5,000円）

産業振興補助

補助対象者 江田島市の住所または事業所を有する者、江田島市と農業参入に関する協定を締結した者

補助対象経費 オリーブ事業に関する施設および設備の整備に係る経費（倉庫、搾油機）

オリーブ事業の技術習得、商品開発、販路拡大などに係る経費

補助率・限度額 2分の1以内（上限500万円）

その他 事業内容については事前協議が必要。同一経費への補助は、1事業者につき2年度以内

報奨金制度

農地流動化奨励金

意欲ある農業者に対し農地の流動化・農地の集積を推進し、農地の荒廃化を防ぐため、一定の要件を満たす農地の貸し借り（賃借権の設定）を行った場合、貸し手と借り手両方に奨励金を交付します。

対象要件の農地 農業振興地域内にあり、農業経営基盤強化促進法・農地法による賃借権（3年以上）を設定した農地

対象者

▶貸し手…市内に住所を有する農業者・農業生産法人

▶借り手…市内に住所を有する農業者・農業生産法人で、66歳未満で農業経営面積が50アール以上の人

交付金額

▶3年以上6年未満の賃借権設定…新規1万円、更新5,000円

▶6年以上の賃借権設定…新規2万円、更新1万円

第1次産業参入奨励金

市内に本社を置いている第1次産業以外の業種の事業者が、新たに第1次産業に参入する（参入した）場合、円滑な事業推進を図るために、事業着手から3年以内の事業者に対し、参入年に応じ3年以内で奨励金を交付します。

対象期間 事業着手から3年以内の事業者（第1次産業以外の業種）で、最長3年間交付

有害鳥獣捕獲対策事業報奨金

農林水産物の被害を減らすため、有害鳥獣（イノシシやカラスなど）の捕獲などの許可を受けた人が有害鳥獣を捕獲した場合、報償金を交付します。

